

29	都市整備局	木造住宅密集地域の整備促進
事業概要	<p>山手線と環状7号線の間や中央線沿線を中心に分布する木造住宅密集地域において、老朽住宅等の建替えを促進し、道路・公園などの公共施設を整備するなど防災・居住環境の整備を総合的に行うことによって、災害時の基礎的安全性を確保するとともに良好な住環境の形成を目指す。</p> <p>また、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するため、「木密地域不燃化10年プロジェクト」を実施する。</p>	
これまでの経過	<p>木造賃貸住宅地区総合整備事業（昭和58年）など各種制度を経て、平成8年から木造住宅密集地域整備促進事業（木密事業）を開始し、地域特性等に配慮しつつ、安心して住み続けられるまちづくりを推進している。なお、木造住宅密集地域の整備及び不燃化を効率的に促進するため、平成18年4月、東京都防災生活圏促進事業と統合し、木造住宅密集地域整備事業を開始した。</p> <p>平成22年1月に改定した「防災都市づくり推進計画」に基づき、市街地の不燃化をスピードアップさせるため、本事業の実施と共に防火規制等の規制・誘導策を重層的に実施することとしている。</p> <p>さらに、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」の実施方針を策定し、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路の整備について関係権利者の生活再建のための特別な支援を行う「特定整備路線」と、特に改善を必要とする地区について、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に特別な支援を行う「不燃化特区」を指定し、延焼遮断帯の整備と延焼遮断帯の内側の市街地の不燃化を一体的に進めている。</p> <p><不燃化特区の経過></p> <p>平成24年 8月 「木密地域不燃化10年プロジェクト」不燃化特区制度の先行実施地区の公表（12地区）</p> <p>平成25年 3月 「木密地域不燃化10年プロジェクト」不燃化特区制度の制定</p> <p>平成25年 4月 先行実施地区12地区を不燃化特区として指定（9月まで）、事業実施</p> <p>平成25年12月 6地区を前倒して指定、事業実施</p> <p>平成26年 4月 20地区を指定、事業実施</p> <p>平成26年12月 1地区を指定、事業実施</p> <p>平成27年 4月 13地区を指定、事業実施</p>	
現在の進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木密事業実施地区数 48 地区 ・ 木密事業実施面積 約2,060 ha ・ 老朽木造住宅の共同住宅への建替戸数 7,248 戸 ・ 道路・公園用地の取得 242,629 m² ・ コミュニティ住宅（従前居住者用）の建設 386 戸 ・ 防災街区整備事業地区数 2 地区 ・ 住まいづくり・まちづくり協力員登録制度 21 社 ・ 不燃化特区事業実施地区 52 地区 ・ 特定整備路線 28 区間 	
今後の見通し	<p>木密地域不燃化10年プロジェクトの実施により、整備地域において平成32年度までに市街地の不燃化により延焼による焼失ゼロ（不燃領域率70%）の実現と延焼遮断帯となる主要な都市計画道路の100%整備を目指す。</p>	
問い合わせ先	都市整備局 市街地整備部 防災都市づくり課	電話 03-5320-5103